

島しょ地域住民の島外への通院にかかる交通費等の補助に関する条例について

2020年12月

日本共産党東京都議会議員団

1、条例案の内容

- 島しょ地域の住民が、島しょ地域外の医療機関に通院するためにかかる費用に対し、町村が助成を行った場合に、東京都が補助を行います。
- 助成の対象となるのは、島しょ地域外の医療機関に通院する必要があると町村長が判断した方の交通費、宿泊費です。
- 通院に付き添う方の交通費、宿泊費も町村長の判断により助成対象になります。
- 交通費は半額を助成します。ただし、客船の部屋の等級は特二等までを助成対象とします。
- 宿泊費は半額を助成します。ただし、宿泊費が1泊当たり16,000円を超える場合は8,000円を助成します。
- 町村が助成を行った額の全額を東京都が補助します。
- 施行日は2021年4月1日です。

2、提案理由

- 島しょ地域は医療資源が不足しており、島で必要な医療が受けられない場合は島外の医療機関へ通院する必要があります。
- 島外の医療機関へ行くには船などの交通費と現地での宿泊費が必要となり、住民にとって重い負担になっています。
- そのため、多くの町村が通院にかかる交通費などの助成制度を実施していますが、東京都からの財政支援はありません。
- 東京都として町村への補助制度を創設することで、島しょ地域の町村の事業を支援し、拡充を後押しするため、本条例案を提案します。

以上